

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1. 地域再生計画の名称 「豊かな自然を守り、地域産業を育むまち飯田」計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 長野県、飯田市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 飯田市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 飯田市は、日本のほぼ中央に位置し長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。人口は 107,000 人、面積 657.76 平方キロメートルで、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ、山すそは扇状地と段丘が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。 (以下省略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 (省略) (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 「豊かな自然を守り、地域産業を育むまち飯田」計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 長野県、飯田市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 飯田市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 飯田市は、日本のほぼ中央に位置し長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。人口は 105,411 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 325 平方キロメートルで、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ、山すそは扇状地と段丘が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。 (以下省略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 (省略) (5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>[施設の種類（事業区域）、実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（飯田市） 飯田市（認定済み） ・林道（飯田市） 飯田市（地域森林計画に掲載済み） <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 （平成17～19年度） ・林道 （平成17～20年度） <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 2.28km ・林道 3.42km ・総事業費 643,000 千円 <ul style="list-style-type: none"> 市道 531,000 千円（うち交付金 265,500 千円） 林道 112,000 千円（うち交付金 56,000 千円） <p>(5-3) その他の事業 (省略)</p> <p>6. 計画期間 平成17年度～平成20年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会(仮 	<p>[施設の種類（事業区域）、実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（飯田市） 飯田市（認定済み） ・林道（飯田市） 飯田市（地域森林計画に掲載済み） <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 （平成17～19年度） ・林道 <u>（平成17～19年度）</u> <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 2.28km ・林道 <u>2.94km</u> ・総事業費 <u>653,000 千円</u> <ul style="list-style-type: none"> 市道 <u>551,000 千円（うち交付金 275,500 千円）</u> 林道 <u>102,000 千円（うち交付金 51,000 千円）</u> <p>(5-3) その他の事業 (省略)</p> <p>6. 計画期間 <u>平成17年度～平成19年度</u></p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>4に示す地域再生計画の目標については、当市が計画終了後に道路状況の調査を行う。</u>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>称)」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (省略)</p>	<p>・4に示す地域再生計画の目標については、<u>当市が計画終了後に森林整備面積の調査を行い、森林整備推進協議会に報告し評価を受けることとする。</u></p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (省略)</p>